

組織保険制度一覧

制度総称	制度名称	給付対象	配当金	加入対象				加入要件	説明ページ
				本人	配偶者	子ども	親		
組織保険基本3コース	①生活支援コース <small>(契約者：静岡県教職員生活協同組合)</small>	・死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級該当時に生活復興資金として一時金を支給) ・障害年金1級・2級該当時に障害初期給付金を支給	○	○	○	○	×	単独加入可能	P7~8
	②生活維持コース <small>(契約者：静岡県教職員組合)</small>	死亡・高度障害時に生活維持資金として年金を支給	○	○	○	×	×	単独加入可能	P9~10、49
	③医療保障コース <small>(契約者：静岡県教職員組合)</small>	病気やケガでの継続して2日以上入院時に入院給付金を支給	○	○	○	○	×	単独加入可能	P11
組織保険オプションコース	生活支援コースオプション ①-A アクティブコース <small>(契約者：静岡県教職員生活協同組合)</small>	・ケガによる入院・通院・手術を補償 ・携行品の損害等身の回りの様々なリスクを補償	×	○	○	○	×	生活支援コースへの加入が必要です	P15~16
	生活支援コースオプション ①-B 医療費支援コース(先進医療型) <small>(契約者：静岡県教職員生活協同組合)</small>	先進医療、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合の保障	×	○	○	○	×	生活支援コースへの加入が必要です	P17~18
	生活支援コースオプション ①-C 70歳継続コース <small>(契約者：静岡県教職員生活協同組合)</small>	加入時から同一の保険料率で退職後70歳まで継続加入できる死亡・高度障害保障	×	○	○	×	×	生活支援コースへの加入が必要です	P19
	NEW 生活維持コースオプション ②-A 生活維持ロング <small>(契約者：静岡県教職員組合)</small>	死亡・高度障害時に生活維持資金として年金を支給	○	○	○	×	×	生活維持コースへの加入が必要です	P13~14
	生活維持コースオプション ②-B 長期療養給付コース <small>(契約者：静岡県教職員組合)</small>	病気・ケガで長期休職になった場合の所得補償	×	○	×	×	×	生活維持コースへの加入が必要です	P20
	医療保障コースオプション ③-A 重病克服支援コース <small>(契約者：静岡県教職員組合)</small>	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき、もしくは所定の手術を受けたときの保障	×	○	○	×	×	医療保障コースへの加入が必要です	P21~24
	医療保障コースオプション ③-B 健康づくりサポート <small>(契約者：静岡県教職員組合)</small>	健康増進に関する定期的な情報提供(年4回のパッケージ送付等)や、相談受付を実施	×	○	×	×	×	重病克服支援コースへの加入が必要です	P25
	医療保障コースオプション ③-C 短期医療プラス <small>(契約者：静岡県教職員組合)</small>	病気・災害による入院に加え、手術や集中治療室管理等を保障	×	○	○	×	×	医療保障コースへの加入が必要です	P26
	医療保障コースオプション ③-D 医療充実コース <small>(契約者：静岡県教職員組合)</small>	病気・ケガによる手術保険金に加え、七大疾病や女性疾病等を保障	×	○	○	×	○	医療保障コースへの加入が必要です	P27~28

ご請求の流れについて

事故や病気など請求事由が発生したとき、まずは、**静岡県教職員生活協同組合(054-282-2140)**までご連絡ください。ご加入のコースにあわせて、必要となる書類をお送りいたします。



- ◆生活支援コース ◆生活維持コース ◆生活維持ロング
- ◆医療保障コース ◆医療費支援コース(先進医療型)
- ◆70歳継続コース ◆短期医療プラス ◆医療充実コース
- ◆重病克服支援コースの場合は、請求書を送付します。

◆アクティブコース ◆長期療養給付コースの場合は、事故連絡票を送付します。

事故連絡票に必要な事項を記入のうえ、FAXしてください。⇒事故連絡票を元に請求書および必要書類を送付させていただきます。

請求書に記入のうえ、必要書類とともに送付してください。

請求書に記入のうえ、必要書類とともに送付してください。

請求時に必要な書類につきましては、ご請求いただきました事由・金額また、ご加入の期間等によって異なりますのでご了承ください。

必要書類の一例

ポイント

診断書については、原則所定の診断書をご提出ください。
※但し、必要項目が記載されていなければ所定外の診断書にて取扱いさせていただきます。

<p>死亡の場合 (生活支援コース、生活維持コース、生活維持ロング、70歳継続コース)</p> <p>請求書 死亡証明書(診断書) 住民票または戸籍謄本(抄本)被保険者分※1 受取人分※2</p> <p>受取人の印鑑証明書※1 受傷状況報告書※3(団体保険用) チェックシート</p>	<p>障害年金1級・2級の場合 (生活支援コース)</p> <p>請求書 住民票または戸籍謄本(抄本)被保険者分※1 受取人分※2</p> <p>受取人の印鑑証明書※1 受傷状況報告書※3(団体保険用) チェックシート 障害年金申請時の診断書(所定の診断書)</p>	<p>病気で入院、手術等の場合 (医療保障コース、医療費支援コース(先進医療型))</p> <p>請求書 入院・手術証明書(診断書) 入院・外傷手術・外傷放射線治療報告書 + 医師の処方箋(処方書)</p>
<p>ケガで入院の場合 (アクティブコース)</p> <p>保険金請求書兼医療照会書 診断書 ※ワンポイントアドバイス参照 交通事故証明書※4(コピー可)</p> <p>事故連絡票</p>	<p>七大疾病^(*)・女性疾病で入院の場合 所定の手術を受けた場合 (医療充実コース)</p> <p>医療保険保険金請求書 入院・手術証明書(診断書)</p>	<p>三大疾病等の場合 (重病克服支援コース)</p> <p>請求書 診療証明書(診断書) 住民票または戸籍謄本(抄本)被保険者分※1・5・6</p> <p>被保険者の印鑑証明書※1・7</p>

*がん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病

- ※1 請求金額が500万円以下の場合は省略できます。
- ※2 請求金額が500万円以下で、受取人を個人指名にてご指定いただいている場合、省略できます。
- ※3 死亡保険金、高度障害保険金のご請求でも、受傷状況が不明確な不慮の転落や溺死などの場合には、ご提出いただくことがあります。
- ※4 交通事故を警察に届出済のときに必要です。
- ※5 特定疾病保険金、リビング・ニース特約保険金で指定代理請求の場合は、住民票謄本(世帯員全員の記載があるもの)をご提出ください。
- ※6 特定疾病保険金、リビング・ニース特約保険金で指定代理請求の場合、住民票謄本により被保険者と指定代理請求者の同居の事実が確認できる場合には不要です。
- ※7 特定疾病保険金、リビング・ニース特約保険金で指定代理請求の場合は、指定代理請求者の印鑑証明書をご提出ください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の満年齢について6ヵ月以下は初り歳で、6ヵ月超は初り上りした年齢をいいます。
※長期療養給付コースの年齢は2018年6月1日現在の満年齢です。